随意契約理由書

件名	令和7年度浄水統括事務所管轄工業計器点検整備その3
契約の相手方	西進商事株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当

随意契約の理由

本点検整備業務は、工業計器類の性能を維持するとともに、故障等を未然に防止することで、上水供給事業の良好で安全な運転が実施されることを目的としている。

本点検整備業務対象の工業計器の内、水位計はJFE アドバンテック株式会社が、油膜検知装置は 旭化成テクノシステム株式会社が製作を行ったものである。上記契約の相手方は、JFE アドバンテック株式会社及び旭化成テクノシステム株式会社の製品販売及びメンテナンスに関する神戸市内の代理店である。

本点検整備業務は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術が必要であり、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業務者では実施不可能である。

以上の理由から、本点検整備業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる 者は、上記契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。

担当部署						
(問合せ先)	水道局	浄水統括事務所設備課(請課 (電気保全)	(電話番号	078-341-8994)